



関西生コンを 支援する会 NEWS

発行：関西生コンを支援する会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1F フォーラム平和・人権・環境 気付

仕組まれた事件の構図にほころび 7/13 武委員長裁判、一部無罪の判決

7月13日午前10時、佐藤卓生裁判長(大阪地裁11刑事部)が読み上げた判決主文は、「懲役3年、未決参入190日、執行猶予5年。公訴事実中の恐喝の点については無罪」というものだった。

この裁判は、①大阪ストライキ事件(威力業務妨害)、②コンプライアンス活動(フジタ事件・恐喝未遂)、③同(タイヨー生コン事件・恐喝)の3事件を併合したもの。判決は、③について無罪、①、②について有罪とした。

検察の「懲役8年」という重い求刑、そして有罪率ほぼ100%の日本の刑事裁判の現状から、実刑判決もありうると組合側はみていた。その想定は幸いにも外れた。

法廷には大阪広域協組の木村理事長ら幹部が顔を揃えていたが、実刑判決を期待していたかれらはよほど納得できなかったのだろう。裁判長が主文を読み上げたのちに判決理由の朗読をはじめると、話ががちがうじゃないかと言わんばかりに、しきりに首を振ったあげく、早々に席を立て出ていった。

全面無罪の道は 労働組合活動として判断させること

かれらが落胆するのも無理はない。③の無罪判決で、「関西生コン事件」の構図にほころびが生じたからだ。

一連の刑事事件は、「関生支部は、ストライキと称する威力業務妨害、コンプライアンス活動と称するいやがらせによって、生コン業者から金銭を脅し取ってきた特異な反社会的集団」とする、警察・検察と大阪広域協組が描いた構図のもとで仕組まれてきた。ひとつひとつの組合活動をこの構図にあてはめ、恐喝行為や強要行為になぞらえることで事件化してきたわけだが、この構図はもともと労働基本権保障や労組法上の刑事免責を無視することで成り立っている。

だが、あくまでほころびにすぎない。①と②では、労働法理や産業別労組に無知・無理解な裁判官がいぜんとして平然と重罰判決を出しているからだ。

大阪広域協組とレイシストが喧伝したフェイクニュースに裁判所も毒されているといわねばならない。あたりまえの労働組合活動として判断させることで全面無罪への道が見えてくる。組合側は即日控訴した。

本号の内容

特集・武委員長判決の批判	P.2 ~ P.6
弁護団抗議声明／武委員長語る	P.2
吉田美喜夫(立命館大学名誉教授)	P.4
宮里邦雄(弁護士)	P.5
内田雅敏(弁護士)／海渡雄一(弁護士) ／平賀雄次郎(全国一般全国協委員長)	P.6
韓国建設労組が連帯行動	P.7
署名活動にご協力を	P.8



【弁護団声明】

関生支部 武建一委員長に 対する判決について

2021年7月13日◎関生支部弁護団

本日7月13日、大阪地方裁判所第11刑事部は、武建一関生支部委員長にかかる威力業務妨害・恐喝未遂・恐喝被告事件について、懲役8年の求刑に対して恐喝事件を無罪とした上、懲役3年、執行猶予5年を宣告した。

しかし、本判決には、以下に述べるとおり、いくつもの大きな誤りがあり、すべての事件が無罪とされるべきであった。

大阪ストライキ事件について (威力業務妨害事件)

威力業務妨害事件については、柳元副委員長、西山執行委員に対して、昨年10月8日に本日と同じ裁判所が判決を言い渡していた。先の判決にはその産業別労働運動の無知・無理解に対して労働法研究者などから広く批判が寄せられていたが、本日の判決は先とほぼ同旨の内容の判決であった。

被告人らの行為について、弁護人が労働組合活動としての正当性を主張したのに対して、判決は被害者とされる企業には関生支部組合員が雇用されていないから、争議行為の相手方となる使用者と認められず、違法性が阻却される余地はないとした。そのため、関生支部が企業に協力して、中小企業の大同団結を勝ち取りその結果として生コン価格が大幅に値上げされたにもかかわらず、それが生コン輸送運賃の値上げや労働者の雇用・労働条件に反映されることがなかったため本件ストライキに至ったという、経緯・経過の一切について判決は言及しない。

しかし、労働組合員との間に雇用関係がなければ労組法上の使用者と認めないという本判決は、労働組合の活動を企業別・企業内に限ろうとするものである。企業別・企業内以外の

労働組合も憲法が団結権・団体行動権を保障する労働組合であることを本判決は否定している。

フジタ事件について (恐喝未遂事件)

判決は、労働者や近隣住民の生命・身体をも危うくしかねない工事現場の法令違反を指摘するなどした組合員の一つ一つの行為については判断・評価することなく、すべては施工者であるゼネコンに強い圧力を加え、生コン協同組合の員外社から員内社に生コン供給業者を変更させるために行われたから、恐喝行為に当たるとした。そして、一連の行為を全体としてみると、対応に迫られたゼネコン関係者の負担は重いなどとして、不公正な競争を排除する目的があっても正当化できない、公益に合致する結果を伴うとしても行為が正当化されるものではないとした。

この判断も、産業別・職業別労働組合が、大企業との関係で従属的立場におかれている中小企業協同組合と協力して行う産業政策運動の意義を見ようとするものである。

判決は、ゼネコン関係者の負担を理由に、ゼネコンなどの労働安全衛生法令や道路運送車両法などに違反する行為を免罪している。それだけでなく、中小企業等協同組合法が協同組合に独禁法の適用を除外した趣旨を無視している。判決は、ゼネコンなどによる生コンの買い叩きを許し、結果として品質不良生コンが社会インフラに使用されることを助長する。また、生コン買い叩きが帰結する生コン産業で働く者の労働条件の悪化、労働者の地位の低下にも沈黙している。

7月13日、真夏の日が照りつける大阪地裁正面玄関前の広場は傍聴抽選に並ぶ700人ものひとであふれかえり、裁判所の外まで長蛇の列となった。大阪広域協組の動員が300人。これに対し、組合側は全国各地から参加した支援者ら400人超で圧倒した。



タイヨー生コン事件について (恐喝事件)

恐喝事件が無罪とされたことは当然のことである。判決が指摘したとおり、武委員長と湯川副委員長が恐喝行為を行ったと認めることができる証拠ははじめから何も存在しなかった。問題は、それにもかかわらず、あえて関生支部の委員長と副委員長が恐喝罪で逮捕起訴されたことである。

もともと、前述の恐喝未遂事件同様に関生支部と共謀して企業を恐喝した疑いがあるとして、本件の「被害者」とされている会社の代表者が警察から取り調べを受けていた。その取調の中で、同社が関生支部に1000万円を寄付していたことが警察に判明した。そして、同社代表者は被疑者とされた恐喝事件では立件されず、かえって関生支部委員長・副委員長を恐喝の加害者、同社を恐喝の被害者とする事件が作り出されたのである。

全ての組合員の無罪獲得まで闘い抜く

一連の弾圧は、関西一円の府県警がゼネコンや大阪広域協と連携して、労働組合つぶしを企図したものである。本日の判決はそのことを認めなかった。しかし、恐喝事件の無罪判決は、関生支部組合員に対する一連の大規模な弾圧が、犯罪とすべきでないものを犯罪として作り出された弾圧であることを端的に示している。

弁護団は、判決に対して、即日、控訴した。武委員長をはじめ被告人とされた全ての組合員の無罪を勝ち取るまでともに闘い抜く所存である。

以上

(注・見出しは編集部が一部変更しています。)

武委員長、 意気高く語る

判決後の報告集会で

判決言い渡し後、大阪地裁前の報告集会上に武委員長が姿をあらわすと、支援者からいっせいに拍手と歓声がわきおこった。

ラフな服装の武委員長は、「最悪の場合は実刑の可能性があるということなので、なにも持たず、心を決めて臨んだ」と笑顔で語りはじめ、不当判決をはねかえしていこうと次のように訴えた。

「日本の裁判所は企業別労働組合しか労働組合じゃないと思こんでいる。しかし、世界的な水準からすると、産業別労働組合は、その産業全体に影響を及ぼす賃金・労働条件を交渉によって実現するものだ。

民主主義はじっとしていたら破壊されることはあっても発展することはない。

これからも正当な要求を実現するため、労働組合は断固としてストライキでたたかう。労働組合と市民運動が共通課題で団結して行動をおこそう。」



労働組合とも認めない 不当判決

立命館大学名誉教授
吉田美喜夫

労働法的判断の枠組みが欠落

2021年7月13日、関西生コン支部・武委員長に対する大阪地裁判決があった。対象は、①大阪スト事件（威力業務妨害）、②コンプラ活動（フジタ事件・恐喝未遂）、③同（タイヨー事件・恐喝）である。求刑が懲役8年のところ、③は無罪、①②は有罪で、懲役3年、執行猶予5年の重罰判決であった。

判決を読んで驚くのは、労働法的な判断の枠組みへの当てはめがほとんどないことである。労働基本権の行使としての団体行動であれば、当該行動の動機・目的、手段・態様、相手方の被った損害など諸般の事情の検討が必要である。これをしなかったのは、コンプラ活動は法令遵守の啓蒙ではなく資金目当ての粗探し、「ストライキ」（括弧付き）も偽装でしかないので、違法性の阻却を検討するまでもないと見たからである。裁判所によれば、ストライキを仕掛ける相手である使用者とは、そこに組合員が雇われているか、それと同じ程度の地位にある労働者がいる場合に限られるのである。

短絡的判断の基礎に裁判所の偏見

ここには、従来から指摘されてきた、産業別組合と企業別組合の違いへの無知・無理解がある。企業別なら、従業員と組合員が一致するから、労働条件を改善するという労働組合の役割を果たそうとすれば、従業員の相手方である使用者と団体交渉し、争議行為で圧力をかければ済む。しかし、産業別の場合、その産業に共通な労働条件の形成が目的であるから、例えば失業中の組合員の労働条件の改善のために、一定の産業や業種に属する事業者を対象にして団体行動を仕掛けることもある。大阪ストは、関生支部の貢献で実現した生コン価格の上昇に応じて約束していた運賃の引き上げを求めたものであって、検察官が言うような資金（「環境整備基金」）が止められたからではない。

裁判所は、本件の団体行動の相手とは労働関係がないと断

じてしまったので、当該ストが行われた理由も、使用者がどのように事前の対応をし、現場で対抗する動員をかけていたかも一切無視して、もっぱら関生支部の行動だけを切り取って、「行為態様が強烈」で、違法性が阻却される余地はないと短絡させた。この短慮の基礎には、関生支部が利権を漁る目的の反社会的集団とする偏見があるように思われる。

新しい労使関係を創造するのが労働運動、これを保障するのが労働基本権

産業別の組合であることの理解以上に必要なことは、産業別でも企業別でも、労働組合の本来の役割は、労働者間の競争を規制して労働条件の向上を図ることにある点である。関生支部の場合、組合員同士だけでなく、業者間の競争を規制して初めて、労働条件の維持・改善は果たせるのであり、そのために中小企業協同組合に加入していない業者に加入を働きかける必要がある。また、労働組合の行動が組織的・意識的・統一的な、まさに「共謀」によって行動することを原理とする点の理解も必要である。武委員長のリーダーシップがいかに強かったとしても、機関会議の集団的な討議を経て形成される方針を指導しただけであり、幹部であるがゆえに特別に重い責任を問われるいわれはないのである。

労働組合は、「新しい労働条件」だけでなく、「新しい労使関係」も創造していく団体である。これら全体を推進していくのが、労働運動であり、これを保障するのが労働基本権である。このことの確認が改めて必要である。（よしだ・みきお）



労働基本権を侵すな! 組合活動を犯罪扱いするな!

武委員長判決報告集会 [7/16 東京]

7月16日、関西生コンを支援する会は「武委員長判決報告集会」を開催した。以下に掲載するのは、集会における宮里邦雄弁護士、内田雅敏弁護士、海渡雄一弁護士の判決コメント、および全国一般全国協の平賀雄次郎委員長の連帯発言の要旨。(文責・編集部)

なお、埼玉県平和運動センターの金子彰副議長、I女性会議の中村ひろ子事務局長からも連帯発言をいただいたが、紙面の関係で割愛させていただいた。

重大な法的欠陥のある判決

弁護士 宮里邦雄

産業別労働組合に対する 根本的な認識の誤り

判決を読んでもっとも違和感をもつのは、産業別労働組合の争議行為あるいは団体行動に対する法的評価についての考え方です。組合の団体行動、抗議行動等の対象となる企業に関生支部の組合員がいない。だから使用者ではない。使用者でない者に対して展開される行動であるから、およそ労働組合としての正当な活動と評価するかどうかという俎上にもあがらないという論理です。昨年10月の大阪2次事件判決も全く同じ論理展開でした。産業別労働組合に対する無知、無理解と言いますか、根本的な認識の誤りがあると私は思います。

産業別労働組合とは、当該産業に働くすべての労働者の賃金・労働条件と安全衛生、そして当該産業の健全な発展を目指して活動するのが任務です。そこに組合員がいないけれども、最低賃金法に違反している。労働基準法にも違反している。労働安全衛生法にも違反している。そういう企業があったら、産業全体に悪影響を与えかねないから、そこに対して抗議活動を展開する。それは産業別労働組合の重要な役割です。企業別労働組合は雇用関係が前提になっているが、産業別労働組合はそうではない。

団体行動権には独自の意義

もうひとつ強調したいのは、団体行動権・争議権には独自の意義があるということです。その企業に組合員がいなければ労働組合は労働条件の維持改善のための団体交渉はやらない。だから団体交渉権がないと通常は評価されることになる。しかし、そういうとらえ方をかりに前提にしても、団体交渉権と団体行動権は別なんです。憲法には、団結する権利、団体交渉する権利、その他団体行動する権利と書いてある。団体行動権は、団体交渉権を補完するものでもなければ、それに従属するものでもない。独自の権利として憲法28条は保障しているわけです。

労働組合は労働条件の維持改善のための団体交渉はやらない。だから団体交渉権がないと通常は評価されることになる。しかし、そういうとらえ方をかりに前提にしても、団体交渉権と団体行動権は別なんです。憲法には、団結する権利、団体交渉する権利、その他団体行動する権利と書いてある。団体行動権は、団体交渉権を補完するものでもなければ、それに従属するものでもない。独自の権利として憲法28条は保障しているわけです。

団体行動の正当性評価が欠落

そうすると本件のとらえ方としては、まずは産業別労働組合の団体行動として評価したうえで、その目的が正当なのか、その行為の態様がどうなのかを具体的に評価をしたうえで、結果として、目的や態様からみて正当性はないというならまだ論理としてはわかる。しかしこの判決は、そもそも労働組合の行動ではないというわけですから、そこには憲法28条による保障とか、労働組合法による正当性の評価とかは入ってこない。これがこの判決の最大の問題点だろうと思います。

憲法28条との関係、憲法28条を具体化した労働組合法との関係でどうみるのか。この基本的な問題について全く論じてない。重大な法的欠陥のある判決と言わざるを得ないと思います。

今後の高裁の闘いの中で、改めて産業別労働組合の団体行動権・争議権とは何かという視点から裁判所を説得する必要があります。そういう意味では、従来議論されていないテーマがこの裁判の大きな争点になっています。裁判所にこの点についての考え方を変えさせることを通じて逆転無罪判決を勝ち取ることを期待したい。(みやざと・くにお)

権力が手を出せない 運動の陣形を

弁護士 内田雅敏

歴史的にみると、労働者の団体行動権は、まず刑罰からの解放、次いで損害賠償請求からの解放だった。そのなかで労働委員会制度もつくられてきた。産業別労働組合が世界的には標準であって日本の企業別労働組合は特殊だ。そういったことについて裁判所はいままでの事例をふまえて謙虚に耳を傾ける必要があるが、その姿勢がまったくない。

私が弁護士登録した1970年代半ば以降、当時都内のかなりの労働争議に公安2課が関与して、労働事件を公安事件として扱って弾圧をしてきた歴史がある。権力というのは自分の権力を守るために、予算を守るために仕事を探す。なければでっちあげるということを平気でやる。今回の関西生コン事件にもそれがでている。

今回の事件が有罪となれば、辺野古でダンプカーの土砂搬入を止める活動もすべて簡単に有罪にしてしまうこともできることになる。沖縄でそれができないのは、沖縄のたたかいが全国的に支持されているから、容易に手が出せないということがあがる。関西生コンについても権力が手を出せない陣形を作っていかなければならない。(うちだ・まさとし)



産業別労働運動の 復権にむけて

弁護士 海渡雄一

判決のいちばんの問題は、当該職場に組合員がいないから労使関係がないというふうに、企業別組合だけを前提とした判決になっている点だ。産業別労働組合の組合活動の自由というものをまったく理解してない不当判決だと思う。

ただ、タイヨー事件については無罪判決。恐喝とされている行為そのものがないし、金銭を要求したという行為も認められない。被害者とされる人間が畏怖していた証拠もない。要するに事件そのものが存在しなかったと言っている。こういう形でハッキリした無罪判決がなされたということは、一連の事件で捜査当局と使用者側が仕組んだ労働運動つぶしの構図のほころびのはじまりだと言ってよいのではないかと。

私も支援する会の一員として、これまでもまして事件のもつ意味を知ってもらう活動にとり組み、産業別労働運動をもういちど復権させるために、その中で生コン支部の労働運動をもういちど盛り立てていくために協力していきたい。(かいど・ゆういち)

労働組合活動は 社会的な運動

全国一般全国協 委員長 平賀雄次郎

労働組合の活動は、たんに使用者と労働者が個別の案件で交渉するだけにとどまらない。社会的な運動だ。中小零細企業労働者の労働条件や社会的地位の向上は、個別の労使関係の中では決して解決できない。業界・産業別あるいは社会的な交渉を通じて運動を広げていくなかで実現できる。しかし、今回の判決は個別の労使関係がなければ労働組合の活動をしてはならないという、まったく不当な判決だと思う。

コロナ禍で、中小零細企業の事業廃止、倒産、解雇が発生しています。私たちの経験からいえば、個別の企業の倒産は必ず産業別な影響を受けているし、金融資本や親資本の影響のもとでおきる。だから、親会社に対する交渉申し入れや抗議行動はたくさんやっています。こうした中小零細労働者のたたかいからみても、大阪地裁判決はまったく反動的だし認めることはできません。勝利の日までみなさんと一緒に闘っていきたい。(ひらが・ゆうじろう)



韓国建設労組は激励の横断幕も贈ってくれた



イ・ヨンチョル建設労組委員長(7月12日。日本大使館前)

韓国建設労組が連帯行動

武委員長判決前日の7月12日、韓国建設労組（イ・ヨンチョル委員長）がソウルの日本大使館に抗議行動にとりこんでくれた。大使館側が機動隊を配置して抗議申入書の受け取りを拒否したため、建設労組代表団は文書を投げ込み、プラカードをかかげてスタンディング行動をつづけた。当初は大使館前で抗議集会が予定されていたが、韓国もコロナ感染拡大で政府が

集会禁止令を出したことから、規模縮小のとりくみとなった。

建設労組は組員5万人で韓国民主労総の主力労組。2002年以来、全日建と共同闘争を通じて兄弟的団結を築いてきた。

以下は、判決当日の大阪地裁前座り込み集会に際して、ソウルから電話で届けられたメッセージ。

国家暴力に弾圧されている 全日本建設運輸連帯労組の仲間たちへ

2021年7月13日
韓国建設労働組合
委員長 イ・ヨンチョル

「万国の労働者は一つだ」という宣言のもと、韓国の建設労働者たちが連帯の思いを込めて、挨拶の言葉をお送りします。

日本の労働者たちへの弾圧は資本と政権が一体になり、労働者の権利を抹殺しようとする画策であります。労働者の権利である労働条件と環境問題の改善、そして雇用を求める当たり前の要求を恐喝だと罵り、組織的犯罪とする日本の政権は資本の利益ばかり代表しているようです。

この20年間、韓国の生コン労働者たちと日本の労働者たちは連帯を通じて弾圧を受けている労働者たちのため、共に闘い、共に対応してきた歴史を誇っています。

20年が経った今、韓国と日本の労働者たちは政権と資

本にまた弾圧されています。日本の労働者が弾圧にさらされているこの時期、韓国の労働者たちも労働組合の認定と労働条件の改善、また運送費の引き上げを求める闘いを展開するなかで、9人の建設労働者が拘束され、数人の幹部と組員たちが検察・警察の聴取を受けています。

日本の労働者たちが弾圧に屈服せず闘い続けているように、韓国の労働者たちも弾圧に真っ正面に向き合い、屈することなく闘い続けています。

全日本建設運輸連帯労組の労働者たちの闘い、そして韓国の建設労働者たちの闘いはこれからも続くと思います。正しい闘いだからこそ、当たり前の闘いだからこそ、我々の闘いは絶えることなく前に進んで行くと思います。

日本の同志たちよ!

コロナ禍のせいで、手紙と電話でしか連帯の思いをお伝えするしかありません。

再び韓国と日本の同志たちが交流を深め、万国の労働者が一つであることを示さなければなりません。

「我々是一つだ!」 団結! 頑張ろう!

参加者アンケートから

7月4日、「政治を変えて、暮らしを変えよう 7.4千葉県集会」で小谷野書記長が関西生コン事件について特別報告。署名活動に協力を訴えた。以下は参加者アンケートの一部。

労働組合の活動が憲法で認められているのに犯罪とされてしまうことがあるなんて知りませんでした(46歳)。

労働法は不勉強でして…と平気で発言する裁判官がいるということに驚きました。このような問題を放っておくと労働者の労働環境はどんどん悪化してしまう(28歳)。

この場に来なければ知らないで終わる所だった。組合の権利が認められなければ組合の価値がない。裁判官は正しい判決をしてほしい。(40歳)。

裁判官が労働法を知らないというのは大問題。私たちにある権利が侵害されている状況のままだと法の下での平等が崩れてしまう。(39歳)。

生コン事件の実態を知ることができた。公正な判断が下されるよう訴え、声を上げていかなければならない(40歳)。

労働組合に対して警察の暴力団対策部門が乗り出すのも異様と感じた(47歳)。

信じがたい話が現実におきていることに驚くばかり。労働側が力をもっとつけなければ(59歳)。

組合活動、労働法を知らないことで、このような不当な判決はおかしいことである。勉強不足は言い訳にはならない(41歳)。

労働基本権保障の法理をふまえ、大阪高裁は一審判決の誤りを糾す公正な判断を！

署名活動にご協力を

今年3月までに出了された3件の一審判決に誤りを糾すよう求める署名活動にとりこんでいます。

集約●7月末日(第1次)、同年8月末日(最終)

提出●9月下旬予定



署名用紙は「関西生コンを支援する会」公式ホームページからダウンロードできます。送り先は支援する会まで。



署名活動用リーフレット

『労働法は不勉強でして…』



2021年3月までに出了された3つの一審判決(大阪地裁、京都地裁)の問題点をわかりやすく解説する漫画リーフレット。

A4判6ページ/頒価1部50円(20部以上は送料無料)

関西生コンを支援する会 加入方法と年会費

お申し込みは **00170-8-792379** 関西生コンを支援する会

郵便振替で!

年会費 個人2000円 団体5000円(1口以上をお願いします)

【お名前/団体名】【おところ】【メールアドレス】を記入して、年会費を添えてお申し込み下さい。「支援する会ニュース」を登録されたメールアドレス宛てに配信します。

発行元: 関西生コンを支援する会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1F フォーラム平和・人権・環境 気付 [TEL] 03-5289-8222 [FAX] 03-5289-8223 [E-mail] sien.kansai@gmail.com

